

目次

条例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会議務局議事課（第36号）	4
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第37号）	5
あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例	文化振興課（第38号）	13
秋田市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課（第39号）	32
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第40号）	33
秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第41号）	38
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第42号）	42
秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例	建設総務課（第43号）	46
秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第44号）	49
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第45号）	50

規則

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則および秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	商工貿易振興課（第45号）	52
秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例施行規則	建設総務課（第46号）	54

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	上下水道局浄水課（第4号）	56
--------------------------------	---------------	----

告示

指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第207号）	58
指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課（第208号）	59
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について	保護第一課（第209号）	60
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止、廃止および変更について	保護第一課（第210号）	61
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第211号）	63
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課収納推進室（第212号）	65
地方税法に基づく公示送達について	市民税課（第213号）	66
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課（第214号）	67
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第216号）	68
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第217号）	69
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第218号）	70
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第219号）	71
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第220号）	72
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第221号）	73
指定した土地の区域の変更について	都市計画課（第222号）	74
指定公金事務取扱者の変更について	納税課（第223号）	75
指定公金事務取扱者への委託について	佐竹史料館（第224号）	77
指定納付受託者の告示事項の変更について	選ばれるまち戦略課（第225号）	78
令和8年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第226号）	79
農業委員会総会の招集について	産業企画課（第227号）	87
道路法に基づく沿道区域の指定および関係図面の縦覧について	建設総務課（第228号）	88
道路法に基づく届出対象区域の指定および関係図面の縦覧について	建設総務課（第229号）	89

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第8号）	90
-----------------	---------------	----

選管告示

農委告示

農業委員会総会の招集について

農業委員会事務局（第6号）

92

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の失効について

上下水道局給排水課（第6号）

93

公告

経営管理権集積計画の策定について

農地森林整備課

94

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課

95

許可した開発行為に関する工事の完了について

都市計画課

96

建築基準法による一団地内の建築物の認定について

建築指導課

97

都市計画の変更の案の縦覧について

都市計画課

98

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

商工貿易振興課

99

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について

商工貿易振興課

100

農用地利用集積等促進計画の認可について

農業農村振興課

102

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について

商工貿易振興課

103

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について

商工貿易振興課

106

令和8年7月19日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙における選挙すべき委員の数について

秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所

108

財政報告書の公表について

財政課

109

農委公告

秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集について

農業委員会事務局

143

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第36号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 総務委員会の項中「、デジタル化推進本部」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第37号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「以下この項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第27条の6第1項中「および第3号」を「から第4号まで」に改め、「同条第3項および」を削り、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条」に、「その他の執行機関の許可」を「の公益信託認可（同法第7条第1項に規定する公益信託認可をいう。）」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「および第29条の3の3第1項」を「ならびに第29条の3の3第1項および第2項第4号」に改める。

第29条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項におい

て「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号および次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者又は特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)もしくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の

3 第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第47条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条の4を削る。

附則第6条の2の2中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条の6第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第6条の7の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第6条の8の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条

第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イからハまで」を「附則第15条第24項第3号イおよびロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第4号イからハまで」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第13項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

21 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の8の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号および第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第

17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第14条第1項中「から第4項まで」を「および第3項」に改め、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「および次項」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条第1項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

附則第19条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第22条第2項第4号中「所得割の金額」を「所得割の額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第27条の6第1項、第29条の2第1項ただし書、第29条の3の2および第29条の3の3の改正規定ならびに附則第5条の4を削る改正規定ならびに附則第6条の2の2および附則第6条の5の3第1項の改正規定ならびに次項から附則第4項までの規定 令和9年1月1日
 - (2) 第47条の改正規定および附則第7項の規定 令和9年4月1日
 - (3) 第27条の6第2項の改正規定ならびに附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の改正規定ならびに附則第19条の改正規定（同条第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）ならびに附則第5項の規定 令和10年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の6第1項の規定の適用については、同項中「寄附金（）」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項および）」と、「規定する公益信託に」とあるのは「規定する公益信託もしくは同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により秋田県知事その他の執行機関の許可を受けている同法第1条に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）に」とする。
- 3 新条例第29条の3の3第1項および第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の秋田市市税条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第6条の5の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和

8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)もしくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第19条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 新条例第 47 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月26日

秋田市長 沼谷 純

秋田市条例第38号

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のアの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（円）							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 台 お 合 び 全 客 席 を 利 用 す る 場	入場料を徴 収しない場 所	平日	20,500 (8,712)	42,900 (18,232)	57,000 (24,225)	68,500 (29,112)	99,900 (42,457)	125,600 (53,380)	168,300 (71,527)	20,500 (8,712)
		土曜日、 日曜日お よび休日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
	入場料1 人当たり の最高額 が1,000 円以下の 場合	平日	24,700 (10,497)	51,300 (21,802)	68,500 (29,112)	82,100 (34,892)	119,900 (50,957)	150,700 (64,047)	201,900 (85,807)	24,700 (10,497)
		土曜日、 日曜日お よび休日	29,700 (12,622)	61,700 (26,222)	82,200 (34,935)	98,600 (41,905)	143,800 (61,115)	180,800 (76,840)	242,400 (103,020)	29,700 (12,622)
入場料1 人当たり の最高額	平日	33,000 (14,025)	68,600 (29,155)	91,400 (38,845)	109,600 (46,580)	160,000 (68,000)	201,000 (85,425)	269,200 (114,410)	33,000 (14,025)	
	土曜日、	39,400	82,200	109,600	131,500	191,800	241,100	323,100	39,400	

合	合	が1,000円を超え3,000円以下の場合	日曜日および休日	(16,745)	(34,935)	(46,580)	(55,887)	(81,515)	(102,467)	(137,317)	(16,745)
		入場料1人当たり	平日	43,200 (18,360)	90,000 (38,250)	119,900 (50,957)	143,900 (61,157)	209,900 (89,207)	263,800 (112,115)	353,400 (150,195)	43,200 (18,360)
		の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	51,800 (22,015)	107,900 (45,857)	143,900 (61,157)	172,500 (73,312)	251,700 (106,972)	316,400 (134,470)	424,100 (180,242)	51,800 (22,015)
		入場料1人当たり	平日	53,400 (22,695)	111,500 (47,387)	148,500 (63,112)	178,200 (75,735)	260,000 (110,500)	326,700 (138,847)	437,500 (185,937)	53,400 (22,695)
		の最高額が5,000円を超え7,000円以下の場合	土曜日、日曜日および休日	64,100 (27,242)	133,600 (56,780)	178,200 (75,735)	213,700 (90,822)	311,700 (132,472)	391,800 (166,515)	525,100 (223,167)	64,100 (27,242)
		入場料1人当たり	平日	63,800 (27,115)	132,900 (56,482)	176,900 (75,182)	212,500 (90,312)	309,900 (131,707)	389,500 (165,537)	521,700 (221,722)	63,800 (27,115)
		の最高額が7,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	76,400 (32,470)	159,200 (67,660)	212,500 (90,312)	254,700 (108,247)	371,600 (157,930)	467,100 (198,517)	626,100 (266,092)	76,400 (32,470)
		舞入場料を徴収しない場合	平日	16,500 (7,012)	34,300 (14,577)	45,600 (19,380)	54,700 (23,247)	79,900 (33,957)	100,400 (42,670)	134,600 (57,205)	16,500 (7,012)
		お合	土曜日、日曜日および休日	19,800 (8,415)	41,100 (17,467)	54,700 (23,247)	65,700 (27,922)	95,900 (40,757)	120,500 (51,212)	161,500 (68,637)	19,800 (8,415)
		び	入場料1人当たり	平日	19,800	41,100	54,700	65,700	95,900	120,500	161,500

階 客 席 の 徴 み 収 を 利 用 す る 場 合	人当たり		(8,415)	(17,467)	(23,247)	(27,922)	(40,757)	(51,212)	(68,637)	(8,415)	
	の最高額	土曜日、	23,700	49,300	65,700	78,900	115,100	144,700	193,900	23,700	
	が1,000	日曜日お	(10,072)	(20,952)	(27,922)	(33,532)	(48,917)	(61,497)	(82,407)	(10,072)	
	の徴	よび休日									
	み収	場合									
	をす	入場料1	平日	26,400	55,000	73,000	87,600	128,000	160,700	215,400	26,400
	利る	人当たり		(11,220)	(23,375)	(31,025)	(37,230)	(54,400)	(68,297)	(91,545)	(11,220)
	用場	の最高額	土曜日、	31,600	65,800	87,600	105,200	153,500	192,900	258,600	31,600
	す合	が1,000	日曜日お	(13,430)	(27,965)	(37,230)	(44,710)	(65,237)	(81,982)	(109,905)	(13,430)
	る	円を超え	よび休日								
	場	3,000円									
	合	以下の場 合									
		入場料1	平日	34,500	72,100	95,900	115,000	167,900	210,900	282,800	34,500
		人当たり		(14,662)	(30,642)	(40,757)	(48,875)	(71,357)	(89,632)	(120,190)	(14,662)
		の最高額	土曜日、	41,400	86,400	115,000	138,100	201,500	253,200	339,300	41,400
		が3,000	日曜日お	(17,595)	(36,720)	(48,875)	(58,692)	(85,637)	(107,610)	(144,202)	(17,595)
		円を超え	よび休日								
		5,000円									
		以下の場 合									
	入場料1	平日	42,700	89,300	118,600	142,400	208,000	261,100	350,100	42,700	
	人当たり		(18,147)	(37,952)	(50,405)	(60,520)	(88,400)	(110,967)	(148,792)	(18,147)	
	の最高額	土曜日、	51,300	107,000	142,400	171,000	249,400	313,500	420,200	51,300	
	が5,000	日曜日お	(21,802)	(45,475)	(60,520)	(72,675)	(105,995)	(133,237)	(178,585)	(21,802)	
	円を超え	よび休日									
	7,000円										
	以下の場 合										
	入場料1	平日	51,000	106,400	141,500	169,800	247,900	311,400	417,400	51,000	
	人当たり		(21,675)	(45,220)	(60,137)	(72,165)	(105,357)	(132,345)	(177,395)	(21,675)	
	の最高額	土曜日、	61,200	127,600	169,800	203,900	297,400	373,700	500,900	61,200	

		が7,000円を超える場合	日曜日および休日	(26,010)	(54,230)	(72,165)	(86,657)	(126,395)	(158,822)	(212,882)	(26,010)	
中 舞 ホ 台 お 合 ル よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 収 入 す る 場 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 1,000 円 を 超 え 3,000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え 5,000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額	入場料を徴収しない場合	平日	10,400	21,500	28,800	34,500	50,300	63,300	84,700	10,400	(4,420)	
	お合	土曜日、日曜日および休日	12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400	(5,270)	
	全入客場	入場料1人当たり	平日	12,400	25,800	34,500	41,300	60,300	75,900	101,600	12,400	(5,270)
	席料	の最高額	土曜日、日曜日および休日	14,900	31,000	41,400	49,700	72,400	91,000	121,900	14,900	(6,332)
	をを利徴用収	が1,000円以下の場合	平日	16,600	34,500	46,200	55,300	80,600	101,400	135,500	16,600	(7,055)
	入場料1人当たり	の最高額	土曜日、日曜日および休日	19,900	41,300	55,300	66,200	96,600	121,400	162,600	19,900	(8,457)
	入場料1人当たり	の最高額	平日	21,700	45,300	60,600	72,600	105,800	133,100	177,800	21,700	(9,222)
	入場料1人当たり	の最高額	土曜日、日曜日および休日	26,000	54,300	72,600	86,900	126,800	159,300	213,500	26,000	(11,050)
	入場料1人当たり	の最高額	平日	27,000	56,100	75,000	89,800	131,000	164,700	220,200	27,000	(11,475)
	入場料1人当たり	の最高額	土曜日、	32,300	67,200	89,800	107,500	157,000	197,300	264,300	32,300	

		が5,000円を超える場合	日曜日および休日	(13,727)	(28,560)	(38,165)	(45,687)	(66,725)	(83,852)	(112,327)	(13,727)
舞台	お合	入場料を徴収しない場	平日	8,300	17,200	22,900	27,600	40,200	50,600	67,700	8,300
			土曜日、日曜日および休日	(3,527)	(7,310)	(9,732)	(11,730)	(17,085)	(21,505)	(28,772)	(3,527)
お合	よび		土曜日、日曜日および休日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
			平日	(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
1階	客席を徴収する場	入場料1人当たりの最高額が1,000円以下の場合	平日	10,000	20,700	27,600	33,200	48,400	60,800	81,400	10,000
			土曜日、日曜日および休日	(4,250)	(8,797)	(11,730)	(14,110)	(20,570)	(25,840)	(34,595)	(4,250)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が1,000円を超える場合	平日	13,300	27,700	36,800	44,200	64,400	80,900	108,400	13,300
			土曜日、日曜日および休日	(5,652)	(11,772)	(15,640)	(18,785)	(27,370)	(34,382)	(46,070)	(5,652)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が3,000円を超える場合	平日	16,000	33,300	44,200	53,200	77,400	97,300	130,200	16,000
			土曜日、日曜日および休日	(6,800)	(14,152)	(18,785)	(22,610)	(32,895)	(41,352)	(55,335)	(6,800)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が5,000円を超える場合	平日	17,400	36,300	48,200	58,000	84,500	106,200	142,300	17,400
			土曜日、日曜日および休日	(7,395)	(15,427)	(20,485)	(24,650)	(35,912)	(45,135)	(60,477)	(7,395)
用する場	合	入場料1人当たりの最高額が5,000円を超える場合	平日	21,000	43,600	58,000	69,800	101,600	127,800	170,900	21,000
			土曜日、日曜日および休日	(8,925)	(18,530)	(24,650)	(29,665)	(43,180)	(54,315)	(72,632)	(8,925)
用する場	合	入場料1人当たり	平日	21,500	44,900	59,800	71,800	104,700	131,500	176,200	21,500
			土曜日、日曜日および休日	(9,137)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,887)	(74,885)	(9,137)

		の最高額が5,000円を超える場合	土曜日、日曜日および休日	25,900 (11,007)	54,100 (22,992)	71,800 (30,515)	86,400 (36,720)	125,800 (53,465)	158,100 (67,192)	211,600 (89,930)	25,900 (11,007)
小ホールA	入場料を徴収しない場合	平日		3,900 (1,657)	8,100 (3,442)	10,800 (4,590)	12,900 (5,482)	19,000 (8,075)	23,800 (10,115)	31,900 (13,557)	3,900 (1,657)
		土曜日、日曜日および休日		4,700 (1,997)	9,700 (4,122)	12,900 (5,482)	15,600 (6,630)	22,700 (9,647)	28,600 (12,155)	38,200 (16,235)	4,700 (1,997)
	入場料を徴収する場合	平日		5,900 (2,507)	12,200 (5,185)	16,300 (6,927)	19,400 (8,245)	28,600 (12,155)	35,800 (15,215)	47,800 (20,315)	5,900 (2,507)
		土曜日、日曜日および休日		7,000 (2,975)	14,700 (6,247)	19,400 (8,245)	23,400 (9,945)	34,200 (14,535)	42,900 (18,232)	57,400 (24,395)	7,000 (2,975)
小ホールB	入場料を徴収しない場合	平日		3,300 (1,402)	6,800 (2,890)	9,000 (3,825)	10,700 (4,547)	15,800 (6,715)	19,800 (8,415)	26,400 (11,220)	3,300 (1,402)
		土曜日、日曜日および休日		3,900 (1,657)	8,100 (3,442)	10,700 (4,547)	12,900 (5,482)	18,900 (8,032)	23,700 (10,072)	31,600 (13,430)	3,900 (1,657)
	入場料を徴収する場合	平日		4,900 (2,082)	10,200 (4,335)	13,500 (5,737)	16,100 (6,842)	23,700 (10,072)	29,700 (12,622)	39,600 (16,830)	4,900 (2,082)
		土曜日、日曜日および休日		5,900 (2,507)	12,200 (5,185)	16,100 (6,842)	19,400 (8,245)	28,300 (12,027)	35,600 (15,130)	47,500 (20,187)	5,900 (2,507)

別表第1の1の(1)のイの表中備考以外の部分を次のように改める。

区分		利用料金の限度額（円）					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大	平日	25,700	34,300	41,100	60,000	75,400	100,900

ホ		(10,922)	(14,577)	(17,467)	(25,500)	(32,045)	(42,882)
ホ ル	土曜 日、日 曜日お よび休 日	30,900 (13,132)	41,100 (17,467)	49,300 (20,952)	71,900 (30,557)	90,400 (38,420)	121,200 (51,510)
中 ホ	平日	12,900 (5,482)	17,300 (7,352)	20,700 (8,797)	30,200 (12,835)	38,000 (16,150)	50,800 (21,590)
ホ ル	土曜 日、日 曜日お よび休 日	15,500 (6,587)	20,700 (8,797)	24,800 (10,540)	36,300 (15,427)	45,500 (19,337)	61,000 (25,925)

別表第1の1の(2)の表および(3)の表を次のように改める。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の限度額（円）						
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午後9 時から 午後11 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
研修室（1室につ き）	750 (318)	1,010 (429)	890 (378)	590 (250)	1,770 (752)	1,900 (807)	2,660 (1,130)
創作室A	920 (391)	1,230 (522)	1,120 (476)	740 (314)	2,150 (913)	2,350 (998)	3,270 (1,389)
創作室B	890 (378)	1,180 (501)	1,050 (446)	700 (297)	2,070 (879)	2,240 (952)	3,130 (1,330)
創作室C	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
創作室（和室）A	590	790	690	460	1,380	1,480	2,070

	(250)	(335)	(293)	(195)	(586)	(629)	(879)
創作室（和室）B	390 (165)	520 (221)	490 (208)	330 (140)	920 (391)	1,020 (433)	1,410 (599)
大ホール楽屋A	1,020 (433)	1,360 (578)	1,220 (518)	810 (344)	2,380 (1,011)	2,580 (1,096)	3,600 (1,530)
大ホール楽屋B	990 (420)	1,320 (561)	1,180 (501)	790 (335)	2,310 (981)	2,500 (1,062)	3,490 (1,483)
大ホール楽屋C	690 (293)	920 (391)	820 (348)	550 (233)	1,610 (684)	1,740 (739)	2,440 (1,037)
大ホール楽屋D	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
大ホール楽屋E	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)
大ホール楽屋F	560 (238)	740 (314)	660 (280)	440 (187)	1,300 (552)	1,400 (595)	1,960 (833)
中ホール楽屋A	1,780 (756)	2,370 (1,007)	2,140 (909)	1,430 (607)	4,150 (1,763)	4,520 (1,921)	6,300 (2,677)
中ホール楽屋B	850 (361)	1,140 (484)	1,020 (433)	680 (289)	2,000 (850)	2,160 (918)	3,020 (1,283)
中ホール楽屋C	820 (348)	1,100 (467)	990 (420)	660 (280)	1,920 (816)	2,090 (888)	2,910 (1,236)
中ホール楽屋D	790 (335)	1,050 (446)	950 (403)	630 (267)	1,840 (782)	2,010 (854)	2,800 (1,190)
中ホール楽屋E	620 (263)	830 (352)	720 (306)	480 (204)	1,460 (620)	1,560 (663)	2,180 (926)
中ホール楽屋F	590 (250)	790 (335)	690 (293)	460 (195)	1,380 (586)	1,480 (629)	2,070 (879)

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の

額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。

- 2 この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、收受しない。
- 3 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて研修室又は創作室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても研修室又は創作室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後9時までの区分に係る利用料金の限度額を3で除して得た額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 午前9時前の利用時間もしくは午後11時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 5 研修室又は創作室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

(3) 練習室

区分	利用料金の限度額（円）	
	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後11時まで 1時間につき
練習室A	1,050 (446)	1,270 (539)
練習室B	1,010 (429)	1,220 (518)
練習室C	960 (408)	1,160 (493)

練習室 D	810 (344)	970 (412)
練習室 E	720 (306)	880 (374)
練習室 F	590 (250)	710 (301)
練習室 G	390 (165)	480 (204)
練習室 H	370 (157)	450 (191)

備考

- 1 この表の利用料金の限度額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 2 ホールを利用する者（(1)のアに係る者に限る。）が併せて練習室を利用するときは、午前9時前又は午後11時後の時間においても練習室を利用することができる。この場合における午前9時前又は午後11時後の時間の利用料金の限度額は、1時間につき、午後6時から午後11時までの区分に係る利用料金の限度額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。
- 4 練習室を利用する者が営業その他これに類する目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第1の2の表中備考の6を備考の7とし、備考の5の次に次のように加える。

- 6 利用の許可を受けた施設を利用する者が営業その他これに類する

目的をもって利用するときの利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額に2を乗じて得た額とする。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）	
			利用の単位	金額（円）
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,210 (514)
		オーケストラピット	1基	1,210 (514)
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,760 (748)
		舞台幕	1枚	260 (110)
		バレエ用シート	一式	330 (140)
	照明設備	ボーダーライト	1列	420 (178)
		アッパーホリゾントライト	1列	400 (170)
		ロアーホリゾントライト	1列	400 (170)
		クセノンピンスポットライト	1台	600 (255)
	音響設備	拡声装置	一式	1,430 (607)
		効果系拡声装置	一式	500 (212)

		三点つりマイク装置	一式	280 (119)
中ホール	舞台 設備	舞台せり上げ装置	1基	420 (178)
		移動式音響反射板	1台	40 (17)
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,390 (590)
		舞台幕	1枚	160 (68)
		バレエ用シート	一式	220 (93)
	照明 設備	ボーダーライト	1列	360 (153)
		アッパーホリゾンライト	1列	330 (140)
		ロアーホリゾンライト	1列	330 (140)
		クセノンピンスポットライト	1台	460 (195)
	音響 設備	拡声装置	一式	850 (361)
効果系拡声装置		一式	400 (170)	
小ホールA	音響 設備	拡声装置	一式	280 (119)
小ホールB	音響 設備	拡声装置	一式	350 (148)
大ホール・中	舞台 設備	鳥屋 ^と 囲	1組	390 (165)

ホール 共通	仮設花道	1組	160 (68)
	松羽目	1枚	400 (170)
	金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子 びょうぶ	1双	400 (170)
	演台（花台および脇台を含む。）	一式	260 (110)
	司会者用演台	1台	80 (34)
	平台	1台	30 (12)
	箱足	1個	10 (4)
	開き足	1脚	10 (4)
	高座用座布団	1枚	40 (17)
	長座布団	1枚	20 (8)
	毛せん	1枚	30 (12)
	上敷	1枚	20 (8)
	照明 設備	移動型調光卓	1台
ミラーボール		1台	270 (114)
星球		一式	220

			(93)
		照明用効果器	1 台 160 (68)
		フットライト	1 台 110 (46)
		ハロゲンスポットライト A	1 台 70 (29)
		ハロゲンスポットライト B	1 台 60 (25)
音響 設備		移動型音響調整卓	1 台 960 (408)
		移動型拡声装置 A	一式 950 (403)
		移動型拡声装置 B	一式 520 (221)
		ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	1 台 70 (29)
		カセットテープレコーダー	1 台 40 (17)
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
映像 設備		プロジェクター	1 台 2,090 (888)
		ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 40 (17)
小ホール 共通	舞台 設備	舞台幕	1 枚 110 (46)
		ポータブルステージ	1 台 40 (17)
		仮設ステージ	1 台 30

				(12)
	音響設備	移動型拡声装置	1組	130 (55)
	映像設備	プロジェクター	1台	770 (327)
大ホール・中ホール・小ホール共通	舞台設備	演台	1台	110 (46)
		指揮台	1台	80 (34)
		指揮者用譜面台	1台	80 (34)
		演奏者用いす	1脚	20 (8)
		譜面台	1台	20 (8)
	照明設備	フォロースポットライト	1台	140 (59)
		LEDスポットライトA	1台	110 (46)
		LEDスポットライトB	1台	80 (34)
		ライト用スタンド	1台	40 (17)
	音響設備	移動型跳ね返りスピーカー	1台	60 (25)
コンデンサーマイクA		1本	120 (51)	
コンデンサーマイクB		1本	70 (29)	
コンデンサーマイクC		1本	60	

			(25)
	コンデンサーマイク D	1 本	30 (12)
	ワイヤレスマイク	1 本	60 (25)
	ダイナミックマイク A	1 本	30 (12)
	ダイナミックマイク B	1 本	10 (4)
	卓上型マイク（マイク用スタンド を含む。）	一式	20 (8)
	マイク用スタンド	1 本	10 (4)
	バウンダリーマイク	1 台	30 (12)
	ダイレクトボックス	1 個	20 (8)
楽器	グランドピアノ A	1 台	3,300 (1,402)
	グランドピアノ B	1 台	2,200 (935)
	グランドピアノ C	1 台	880 (374)
その他	展示パネル A	1 枚	30 (12)
	展示パネル B	1 枚	10 (4)
	展示台 A	1 台	20 (8)
	展示台 B	1 台	10

			(4)
		持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき 60 (25)

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分			利用料金の限度額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 (円)
大ホール 楽屋C	楽器	グランドピアノ	1台	770 (327)
研修室・ 創作室共 通	音響設備	簡易拡声装置（マイク 2本を含む。）	一式	110 (46)
	映像設備	プロジェクター（スク リーンを含む。）	一式	70 (29)
	その他	展示パネルA	1枚	30 (12)
		展示パネルB	1枚	10 (4)
		展示台A	1台	20 (8)
展示台B		1台	10 (4)	
研修室・ 創作室・ 楽屋共通	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1 キロワットにつき 60 (25)	

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

--	--	--	--

区分			利用料金の限度額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 （円）
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	770 (327)
練習室A・B 共通	楽器	アップライトピアノ	1台	330 (140)
練習室C・F ・G・H共通	楽器	ドラムセット	一式	190 (80)
練習室共通	舞台 設備	譜面台	1台	10 (4)
		音響 設備	拡声装置	一式
		ベースアンプ	一式	160 (68)
		ギターアンプA	一式	120 (51)
		ギターアンプB	一式	70 (29)
		キーボードアンプ	一式	40 (17)
		ダイナミックマイク	1本	10 (4)
		マイク用スタンド	1本	10 (4)
		楽器	デジタルピアノ	1台
その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1		60 (25)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のあきた芸術劇場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第39号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第40号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第26条第 3 項中「第 1 条に規定する大学」の次に「(以下「大学」という。)」を、「短期大学」の次に「(以下「短期大学」という。)」を、「大学院」の次に「(以下「大学院」という。)」を加える。

第36条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、

1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、附則第6項又は附則第7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「この項において」を削り、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項又は附則第6項もしくは附則第7項の規定により保育士とみなされる者および同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は」を「第36条第3項又は附則第4項もしくは」に改め、「保育士の数（」を削り、「とした場合の第36条第2項」を「ものとした場合の同条第2項の規定」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第36条第3項および附則第4項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。））もしくは同法第

97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は附則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改

め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は附則第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「法第18条の18第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第30条第３項」および「第45条第３項」の次に「もしくは第４項」を加え、「保育士の数（」を削り、「とした場合」を「ものとした場合」に改め、「第45条第２項」の次に「の規定」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第41号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「35人」を「30人」に改める。

第 8 条第 1 項および第 4 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 8 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 4 項に規定する者については、1 人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する大学（同法第108条第 2 項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および団体の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識および経験を有

する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第4項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第15項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。附則第19項中「第15項」を「第8条第7項および附則第15項」に、「第8条第4項」を「同条第4項」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、附則に次の1項を加える。

20 第8条第7項および附則第17項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第4項に規定する者（同条第7項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

4 第2項第1号もしくは第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法第1条に規定する大学（同法第108条第2項に規定する短期大学を除く。）もしくは同法第97条に規定する大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および団体の心理療法の技術を有するもの

又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。以下同じ。)として従事する場合を除き、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「主幹教諭」の次に「もしくは主務教諭」を加える。

附則第7項中「この項および附則第10項において」を削る。

附則第8項中「(学級担任以外の教育保育従事職員をいう。次項において同じ。)」を削る。

附則第10項の表附則第6項の項の前に次のように加える。

第5条第4項	第5条第2項第1号もしくは第2号(附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は附則第2項の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者	特定理学療法士等
--------	---	----------

附則に次の1項を加える。

- 11 第5条第4項および附則第7項の規定により特定理学療法士等および看護師等のいずれもが保育を行う場合は、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者(同条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第7条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に存する法第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1の学級を編制する子どもの人数については、第2条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第42号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年秋田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和10年 3 月31日まで」に改め、「改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の児童福祉施設基準条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の児童福祉施設基準条例」という。）」を加える。

附則第 5 項の見出しを削り、同項中「職員」の次に「（以下この項および次項において「教育保育従事職員」という。）」を加え、「当分」を「令和10年 3 月31日まで」に改め、「改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正後の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は」

に改め、「改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正前の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第4項の見出しを削り、同項中「改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（以下この項および次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「保育従事者」の次に「（以下この項および次項において「保育従事者」という。）」を加え、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「同条例」を「改正後の家庭的保育事業等基準条例」に、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

7 保育士又は保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第3項の見出しを削り、同項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の幼保連携

型認定こども園基準条例」という。) 」を加え、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園基準条例」という。） 」を加え、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

9 教育保育従事職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子ども

に対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第43号

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第 1 項ならびに第44条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項第 1 号および第 5 項の規定に基づき、市が管理する市道（以下「道路」という。）に係る沿道区域の指定に関する基準および届出対象区域の区域内における工作物の設置の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(沿道区域の指定の基準)

第 3 条 法第44条第 1 項（法第91条第 2 項において準用する場合を含む。）の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。

(2) 前号の規定による沿道区域の指定は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(届出対象区域の指定の公示)

第 4 条 法第44条の 2 第 2 項の規定による届出対象区域の指定の公示は、

次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 届出対象区域および沿道区域の存する土地の所在地

(2) 届出対象区域に接続する道路の路線名

(3) 工作物（法第44条第2項の規定により公示されたものに限る。第7条において同じ。）

(4) 届出対象区域、沿道区域および道路の区域を表示した平面図を縦覧する場所および期間

2 市長は、前項の公示をする場合においては、規則で定める縮尺以上の平面図に届出対象区域、沿道区域および道路の区域を明示し、規則で定める場所において一般の縦覧に供しなければならない。

（届出対象区域内における行為の届出）

第5条 法第44条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 行為の種類

(2) 場所

(3) 設計又は施行方法

(4) 着手予定日

(5) 完了予定日

第6条 法第44条の2第3項の規定による届出は、規則で定める届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（届出対象区域内における届出を要しない行為）

第7条 法第44条の2第4項第1号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為

(2) 工作物の倒壊を防止するための行為

（届出対象区域内における届出事項の変更の届出）

第8条 法第44条の2第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 場所

(2) 設計又は施行方法のうち、その変更により法第44条の2第3項の規定による届出に係る行為が同条第4項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

第9条 第6条の規定は、法第44条の2第5項の規定による届出について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第44号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市立みらい学園小学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

別表中学校の表に次のように加える。

秋田市立みらい学園中学校	秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
--------------	--------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表小学校の表秋田市立下新城小学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第45号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 目的税

目次中 第 1 節 入湯税（第123条—第133条） を「第 3 章 入湯
第 2 節 事業所税（第134条—第145条）」
税（第123条—第133条）」に改める。

第 3 条第 2 項中「次に掲げるもの」を「入湯税」に改め、同項各号を削る。

第12条中「、第127条第 3 項又は第141条第 1 項もしくは第 2 項」を「又は第127条第 3 項」に改め、同条第 2 号および第 3 号中「、第122条の 9 第 1 項の申告書又は第141条第 1 項もしくは第 2 項」を「又は第122条の 9 第 1 項」に改める。

「第 3 章 目的税」を「第 3 章 入湯税」に改める。

第 3 章第 1 節の節名を削る。

第 3 章第 2 節を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市市税条例の規定は、令和 8 年 5 月 29 日から適用する。

（経過措置）

2 令和8年5月29日の属する事業年度の直前の事業年度分までの法人の事業および同日前に終了した個人に係る課税期間についての個人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則および秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第45号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則および秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

(秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部改正)

第 1 条 秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、固定資産税および事業所税」を「および固定資産税」に改める。

(秋田市市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第17条中「、第122条の 9 の 2、第136条、第141条の 2 および第143条」を「および第122条の 9 の 2」に改める。

第18条第 1 項中「、第122条の10第 2 項ならびに第144条第 2 項」を「ならびに第122条の10第 2 項」に改める。

別表中「、第122条の 3 第 1 項および第135条第 1 項」を「および第122条の 3 第 1 項」に、「、第122条の 3 第 2 項および第135条第 2 項」を「および第122条の 3 第 2 項」に、「、第122条の10第 2 項ならびに第144条第 2 項」を「ならびに第122条の10第 2 項」に改め、同表28の項から30の項までを次のように改める。

28	削除	
29	削除	

30	削除	
----	----	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の秋田市市税条例施行規則の規定は、令和8年5月29日から適用する。
(秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 秋田市市税条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第45号）による改正前の秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第3条第2項第2号に規定する事業所税を課されたことがある融資あっせんの申請を行うことができる者についての第1条の規定による改正後の秋田市中心小企業融資あっせん条例施行規則第2条第2項の規定の適用については、同項中「固定資産税」とあるのは、「固定資産税ならびに本市が課した秋田市市税条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第45号）による改正前の秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）第3条第2項第2号に規定する事業所税」とする。

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第46号

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例（令和 8 年秋田市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出対象区域等に係る平面図の縮尺および縦覧場所)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める縮尺は 1,000 分の 1 とし、同項の規則で定める場所は建設部建設総務課とする。

(届出対象区域内における行為等の届出書等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規則で定める届出書は、工作物設置（変更）届出書とする。

2 条例第 6 条第 2 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 届出対象区域の区域内における工作物の位置を表示する平面図

(2) 届出対象区域の区域内における工作物の設計図

3 前項第 1 号の平面図には、工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
秋田市上下水道局自家用電気工作物保安規程（昭和62年秋田市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 電気工作物の保安を確保するため、自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）（20220530 保局第 1 号）および情報セキュリティポリシー（平成20年 4 月 1 日市長決裁）に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

第 4 条第 1 項第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項第 4 号中「指揮命令」を「指揮命令系統」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 4 条第 2 項中「配置は、別表第 2 のとおりとする」を「職務は、次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電気設備全般の保全に関すること。
- (2) 保安教育および訓練に関すること。
- (3) 日常巡視、点検および測定・記録に関すること。
- (4) 事故の修理および調査に関すること。
- (5) 電気設備関係の運転操作および記録に関すること。
- (6) 保安用器材の整備に関すること。
- (7) 関係文書等の保存および整備に関すること。

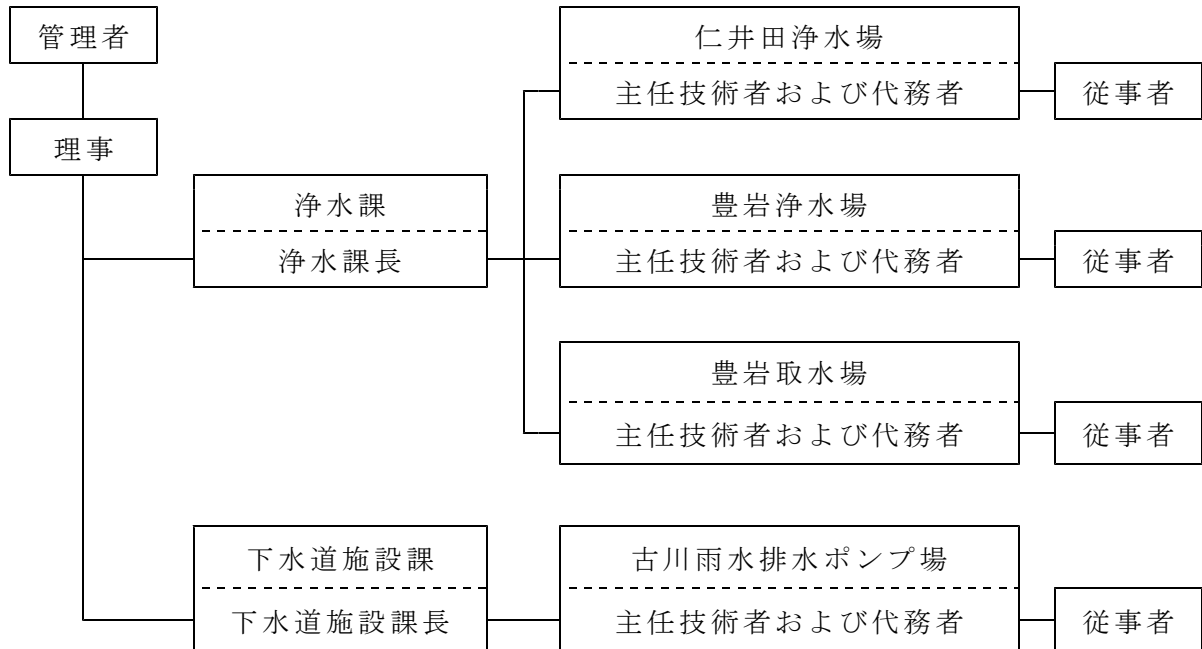
別表第 1 中

豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	」を に 」
豊岩浄水場	秋田市豊岩豊巻字上野164番地	
豊岩取水場	秋田市豊岩豊巻字下川原88番地	
古川雨水排水ポンプ場	秋田市仁井田字新中島808番地の5	

改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 保安業務組織図（第 4 条関係）



(注) ——— は、指揮命令系統および連絡系統を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、第115条の30の規定により告示する。

令和8年6月3日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 和倉	サポート センター おぐら	秋田市河辺和田字 坂本北470番地1	令和8年6月1日	介護予防支 援

秋田市告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和8年6月3日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会医療 法人明和 会	仁井田ホーム ヘルパーステ ーション	秋田市仁井田 新田三丁目1 番15号	令和8年5月31日	訪問介護
株式会社 大地	デイサービス 真心	潟上市天王字 追分西2番 115号	令和8年5月31日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項および同条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年6月4日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
谷田部 隆 一	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和8年5月1日

2 廃止

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
谷田部 隆 一	こころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和8年3月10日

秋田市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年6月4日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護事業所 ばっけ	秋田市広面字樋ノ沖23番地 2	令和8年4月1日
ひかり居宅介護支援センター	秋田市桜二丁目17番30号	令和8年4月1日
ケアハウススマートライフ中通	秋田市中通一丁目4番4- 401号	令和8年4月1日
みそのホーム認知症対応型通所介護	秋田市寺内蛭根二丁目6番 34号	令和8年4月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
ごしよのの森	秋田市四ツ小屋末戸松本字 地蔵田266番地	令和8年3月31日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
割山ホームヘルパー ステーション	秋田市新屋勝平町3番21号	令和8年4月30日
みそのホームデイサー ビスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目6番 34号	令和8年3月31日
幸楽園訪問介護ステー ション	秋田市上新城中字片野4番 地	令和8年3月31日

4 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
稲庭クリニック介護 支援センター	旧 秋田市南通亀の町2番21号	令和8年5月1日
	新 秋田市南通宮田15番44号	
南寿園居宅介護支援 事業所	旧 秋田市上北手猿田字後谷地 108番地3	令和8年4月1日
	新 秋田市牛島東三丁目9番1 号	
桜の香りケアプラン	旧 秋田市牛島西三丁目4番16 号	令和8年3月23日
	新 秋田市泉南三丁目20番19号 AMY泉南A	

秋田市告示第211号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年6月5日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年5月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年6月5日から同年12月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第212号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第213号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第214号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月12日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館ノ下町内会
- 2 認可年月日
平成17年9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 茂 木 誠
秋田市上北手猿田字館ノ下145番地
変更後 須 田 俊 勝
秋田市上北手猿田字四ツ小屋116番地
- 4 変更年月日
令和8年5月17日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第217号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和8年6月17日

秋田市長 沼谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
富永健太	市立秋田総合病院	整形外科	肢体不自由
春日井祐輝	秋田大学医学部 附属病院	眼科	視覚障害
高橋佳子	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害
笹川甫	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害

秋田市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
中 島 雄 也
秋田市泉釜ノ町7番5号
ローソン 秋田寺内蛭根店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年6月2日
- 3 期間
令和8年6月16日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
松田 岳
秋田市八橋本町二丁目1番27号
ローソン 秋田川尻総社町店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年5月28日
- 3 期間
令和8年6月16日から令和10年3月31日まで

秋田市告示第220号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市寺内蛭根一丁目16番11号
名称 ローソン 秋田寺内蛭根店
氏名 中 島 雄 也
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市寺内蛭根一丁目16番11号
- 3 売りさばき所の名称
ローソン 秋田寺内蛭根店

秋田市告示第221号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市川尻総社町1番1号
名称 ローソン 秋田川尻総社町店
氏名 松田 岳
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市川尻総社町1番1号
- 3 売りさばき所の名称
ローソン 秋田川尻総社町店

秋田市告示第222号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の4第1項第7号の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和8年6月22日

秋田市長 沼谷 純

1 変更した土地の区域

秋田市河辺北野田高屋、河辺和田、河辺諸井、河辺大張野、河辺神内、河辺赤平、河辺三内、雄和石田および雄和妙法の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月29日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社NTT ドコモ・フィナンシャルグループ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) 個人市民税・県民税（普通徴収）
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 国民健康保険税
 - (5) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
 - (6) 介護保険料（普通徴収）
 - (7) 私立保育所保護者負担金
 - (8) 公立保育所保護者負担金
 - (9) 延長保育利用収入
 - (10) 市営住宅使用料
 - (11) 市営住宅駐車場使用料
 - (12) 特定公共賃貸住宅使用料
- 3 変更事項
吸収分割により、対象事業を株式会社NTTドコモから株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループへ承継
- 4 指定公金事務取扱者に指定する期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

秋田市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、令和8年秋田市告示第215号は、廃止する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
株式会社秋田魁新報社	秋田市山王臨海町1番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

佐竹史料館企画展前売観覧券販売収入

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年6月9日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年6月9日

秋田市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者から、同条第3項の規定による届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付を委託した年月日
令和8年4月1日
- 3 指定納付を委託した歳入
秋田市ふるさと応援寄附金
- 4 変更があった事項
変更前 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
変更後 東京都港区北青山二丁目14番4号
- 5 変更年月日
令和8年7月21日
- 6 変更理由
本社移転による。

秋田市告示第226号

令和8年6月26日の「令和8年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

令和 8 年度秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度秋田市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,016,885 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,196,885 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	24,625,222	533,250	25,158,472
	1 国庫負担金	21,198,300	456,483	21,654,783
	2 国庫補助金	3,344,751	76,767	3,421,518
17	県支出金	10,064,063	33,669	10,097,732
	2 県補助金	2,686,585	33,669	2,720,254
21	繰越金	700,000	242,518	942,518
	1 繰越金	700,000	242,518	942,518
22	諸収入	8,802,416	748	8,803,164
	5 雑入	2,019,423	748	2,020,171
23	市債	7,628,100	206,700	7,834,800
	1 市債	7,628,100	206,700	7,834,800
	歳入合計	144,180,000	1,016,885	145,196,885

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,231,199	30,310	17,261,509
	1 総務管理費	15,025,354	30,310	15,055,664
3	民生費	56,412,530	687,205	57,099,735
	1 社会福祉費	27,555,334	2,986	27,558,320
	3 生活保護費	8,779,328	684,219	9,463,547
4	衛生費	10,402,677	29,831	10,432,508
	2 保健所費	2,006,333	28,428	2,034,761
	7 母子衛生費	831,472	1,403	832,875
6	農林水産業費	2,407,937	33,669	2,441,606
	1 農業費	1,732,136	33,669	1,765,805
8	土木費	15,494,202	16,000	15,510,202
	4 港湾費	275,773	7,500	283,273
	5 都市計画費	5,871,259	8,500	5,879,759
10	教育費	13,035,888	219,870	13,255,758
	2 小学校費	2,771,972	219,870	2,991,842
歳 出 合 計		144,180,000	1,016,885	145,196,885

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
保護者連絡システム導入経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 7,070

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会福祉費	千円 235,400	千円 2,200	千円 237,600			
港湾費	121,700	6,700	128,400			
小学校費	421,900	197,800	619,700			
計	7,628,100	206,700	7,834,800			

秋田市告示第227号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、令和8年7月21日午後2時秋田市役所3-C・3-D会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

案件

- 1 秋田市農業委員会会長の互選に関する件
- 2 秋田市農業委員会会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 秋田市農業委員会運営委員会委員の選任に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化委員会委員の選任に関する件
- 5 秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の所属区域部会に関する件

秋田市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定に基づき、次のとおり沿道区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 沿道区域を指定した路線名等

路線名	沿道区域区間	沿道区域の最大幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路法第44条第3項の規定による措置の対象
川尻総社通り線	川尻若葉町164番地先から 川尻総社町307番地先まで	8.0	759.37	電柱
川尻八橋線	川尻総社町307番地先から 川尻総社町210番地先まで	8.0	308.03	電柱

2 沿道区域指定年月日

令和8年6月30日

3 縦覧期間

令和8年6月30日から同年7月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定に基づき、次のとおり届出対象区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 届出対象区域を指定した路線名等

路線名	届出対象区域区間	工作物
川尻総社通り線	川尻若葉町164番地先から 川尻総社町307番地先まで	電柱
川尻八橋線	川尻総社町307番地先から 川尻総社町210番地先まで	電柱

2 届出区域指定年月日

令和8年7月1日

3 縦覧期間

令和8年6月30日から同年7月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市教委告示第8号

令和8年6月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年6月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋市選管告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,031人
2	6分の1の数	41,922人
3	3分の1の数	83,843人

秋田市農委告示第6号

令和8年6月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年6月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和8年6月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
フジヒロ株式会社	佐藤 正 博	秋田県由利本荘市 東由利黒淵字森ノ 越128番地1	令和8年6月8日

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月1日

秋田市長 沼谷 純

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市公式Webサイト「秋田市ホームページ」
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和8年4月21日付け秋田市指令第3192号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年6月11日

秋田市長 沼谷 純

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島東七丁目7番2号 Sセクション103
田 口 凜
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野622番2

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和8年3月26日付け秋田市指令第2702号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年6月11日

秋田市長 沼谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市牛島西二丁目21番19号

山本 憲 悟

秋田市牛島西二丁目21番19号

山本 桂 子

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野77番2、312番1および312番1地先道路

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、連担建築物設計制度による一団地内の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

特定行政庁

秋田市長 沼谷 純

1 申請者の住所および氏名

秋田県秋田市将軍野南一丁目2番3号

株式会社クレメンティア 代表取締役 頼 泰 樹

2 一団地の区域

秋田市八橋本町六丁目289番1、289番3、289番4、289番5、289番6、289番7、289番8、289番11、289番12、289番13、289番14、289番15、291番1、297番3、297番4、297番6および297番7

3 認定年月日

令和8年6月12日

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年6月15日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画市街地再開発事業 秋田駅前地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を変更する区域

秋田市中通二丁目地内

3 縦覧期間

令和8年6月15日から同月29日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所
名 称 東北製綱株式会社
代表取締役 小 林 真喜雄
住 所 秋田市寺内字大小路207番地13
- 2 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田市土崎南二丁目3番41号
- 3 大規模小売店舗の廃止前の面積
10,591㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の面積
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日
令和8年2月28日
- 6 変更する理由
店舗閉鎖のため

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年6月25日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

住 所 大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 フレスポ御所野

所在地 秋田市御所野元町一丁目1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番36号

ピップビル

変更後 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪府中央区北浜四丁目1番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 令和8年5月11日

イ 令和8年6月22日および令和6年7月1日

(5) 変更理由

ア 住所変更のため

イ 小売業者の名称、代表者および住所の変更のため

2 届出年月日

令和8年6月22日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年6月25日から同年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年6月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月25日

秋田市長 沼谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名称 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 (仮称) Tecc LIFE SELECT秋田店

所在地 秋田市八橋南二丁目4番6号外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

変更後 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山 田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

イ 大規模小売店舗の名称および所在地

変更前 ヤマダ電機テックランド秋田店

秋田市川尻町字大川反233番138外

変更後 (仮称) Tecc LIFE SELECT秋田店

秋田市八橋南二丁目4番6号外

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

変更後 株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 佐 藤 財 文

群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 変更年月日

ア 令和2年10月1日ほか

イ 名 称 令和9年2月11日

所在地 平成14年9月30日

ウ 令和7年4月1日ほか

(5) 変更理由

ア 設置者の名称および所在地の変更

イ 大規模小売店舗の名称および所在地の変更

ウ 小売業者の名称および所在地ならびに代表者の変更

2 届出年月日

令和8年6月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年6月30日から同年10月30日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年6月30日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山 田 昇

住 所 群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）Tecc LIFE SELECT秋田店

所在地 秋田市八橋南二丁目4番6号外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 6,643㎡

変更後 9,077㎡

イ 大規模小売店舗の配置に関する変更

駐車場の位置および収容台数

駐車場の位置は縦覧に供する関係書類のとおり

	駐車場①	駐車場②	駐車場③	合計
変更前	241台	118台	—	359台
変更後	142台	44台	4台	190台

ウ 大規模小売店舗の運営方法に関する変更

駐車場の自動車の出入口の位置

出入口の位置は縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

(1) および(2) 令和9年2月26日

(3) 令和8年6月26日

(5) 変更理由

店舗面積増床のため

2 届出年月日

令和8年6月25日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年6月30日から同年10月30日まで。ただし、土曜日、日曜日
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

令和8年7月19日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同条第1項および第4項の規定により公告する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市の財政

令和8年6月

目 次

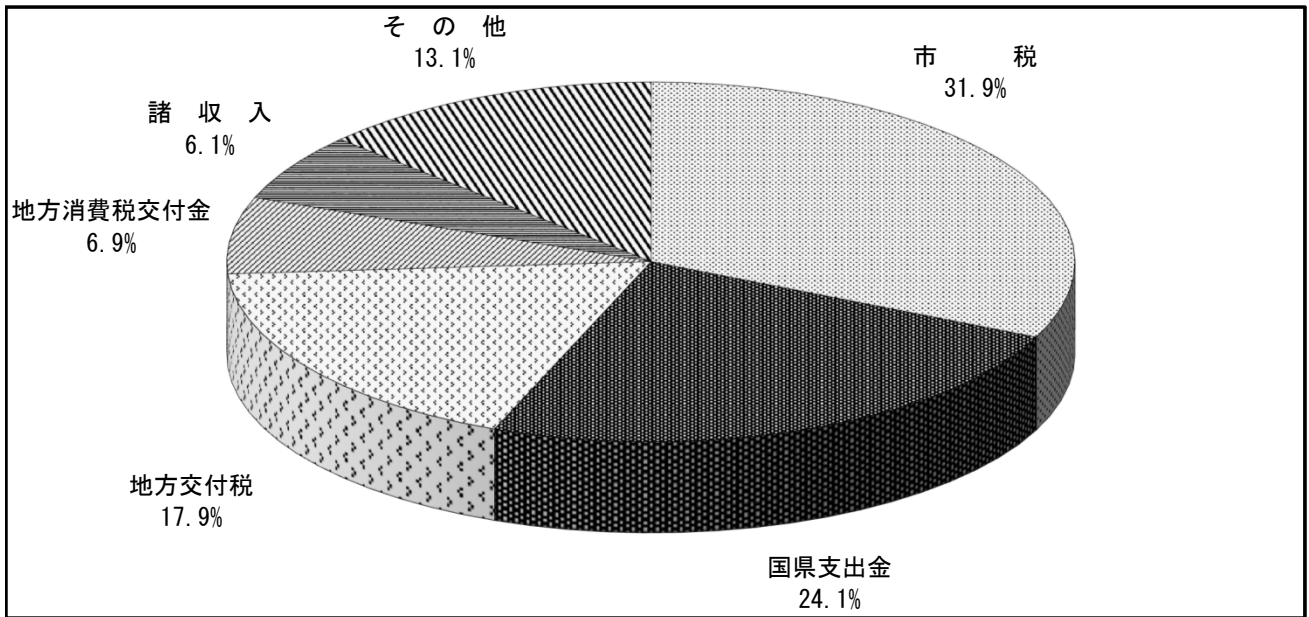
I 令和8年度当初予算の状況	1
1 歳入・歳出予算の状況	2
(1) 一般会計	2
(2) 特別会計	5
2 住民負担の状況	5
3 公営事業の概況	6
II 令和7年度下半期の執行状況	19
1 収入および支出の概況	20
(1) 一般会計	20
(2) 特別会計	21
2 一時借入金の現在高（一般会計、特別会計）	21
3 財産の状況	22
4 地方債現在高の状況（見込）	23
5 公営事業の経理の概況	24
(1) 秋田市水道事業の経理の状況	24
(2) 秋田市下水道事業の経理の状況	26
(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況	28

I 令和8年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

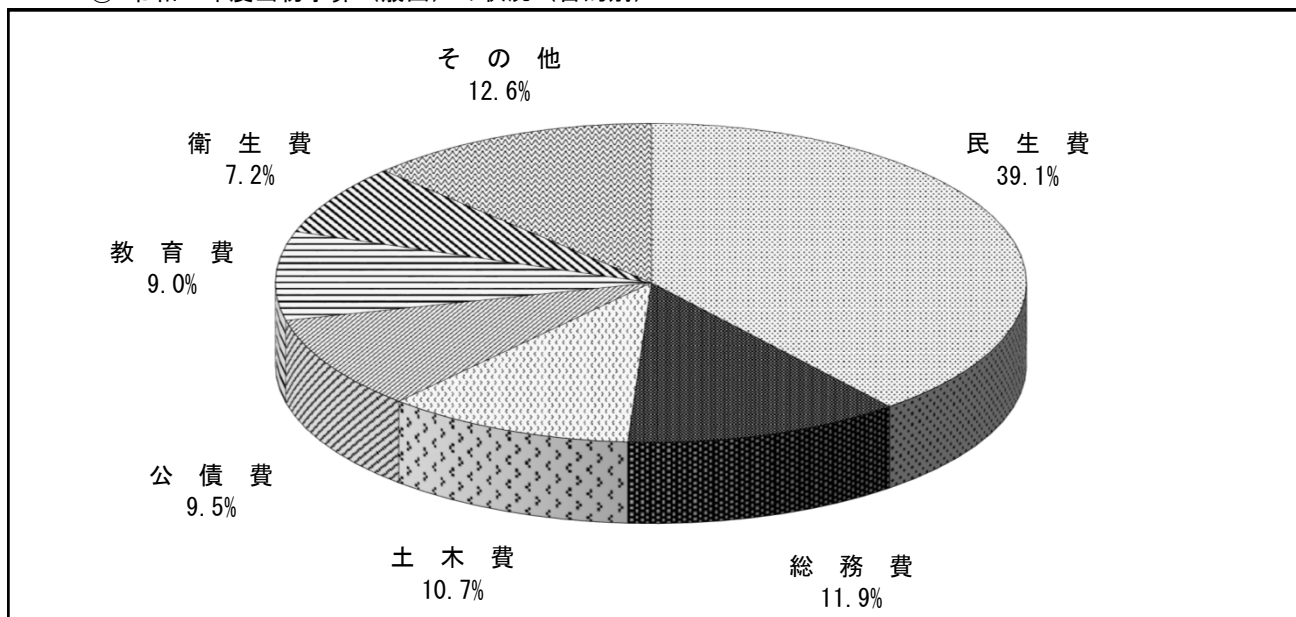
① 令和8年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	8 年度		7 年度		比較増減 (A) - (B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
市 税	45,990,931	31.9	45,617,331	30.7	373,600	0.8
地 方 譲 与 税	1,125,110	0.8	1,160,093	0.8	△34,983	△3.0
利 子 割 交 付 金	201,955	0.1	30,742	0.0	171,213	556.9
配 当 割 交 付 金	188,661	0.1	152,908	0.1	35,753	23.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	392,893	0.3	243,818	0.2	149,075	61.1
法 人 事 業 税 交 付 金	614,632	0.4	639,291	0.4	△24,659	△3.9
地 方 消 費 税 交 付 金	9,870,399	6.9	8,935,032	6.0	935,367	10.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	49,164	0.0	53,052	0.0	△3,888	△7.3
環 境 性 能 割 交 付 金	1	0.0	77,259	0.1	△77,258	殆減
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,840	0.0	2,877	0.0	△37	△1.3
地 方 特 例 交 付 金	419,878	0.3	271,751	0.2	148,127	54.5
地 方 交 付 税 (うち普通交付税 特別交付税)	25,757,000 (24,257,000 1,500,000)	17.9	25,358,000 (23,858,000 1,500,000)	17.1	399,000	1.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,847	0.0	57,417	0.0	△10,570	△18.4
分 担 金 及 び 負 担 金	359,922	0.2	383,069	0.3	△23,147	△6.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,054,838	1.4	2,279,809	1.5	△224,971	△9.9
国 庫 支 出 金	24,625,222	17.1	26,567,715	17.9	△1,942,493	△7.3
県 支 出 金	10,064,063	7.0	10,493,969	7.1	△429,906	△4.1
財 産 収 入	195,169	0.1	207,244	0.1	△12,075	△5.8
寄 附 金	3,139,255	2.2	2,511,205	1.7	628,050	25.0
繰 入 金	1,950,704	1.4	3,007,707	2.0	△1,057,003	△35.1
繰 越 金	700,000	0.5	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	8,802,416	6.1	9,143,411	6.2	△340,995	△3.7
市 債	7,628,100	5.3	10,496,300	7.1	△2,868,200	△27.3
合 計	144,180,000	100.0	148,390,000	100.0	△4,210,000	△2.8

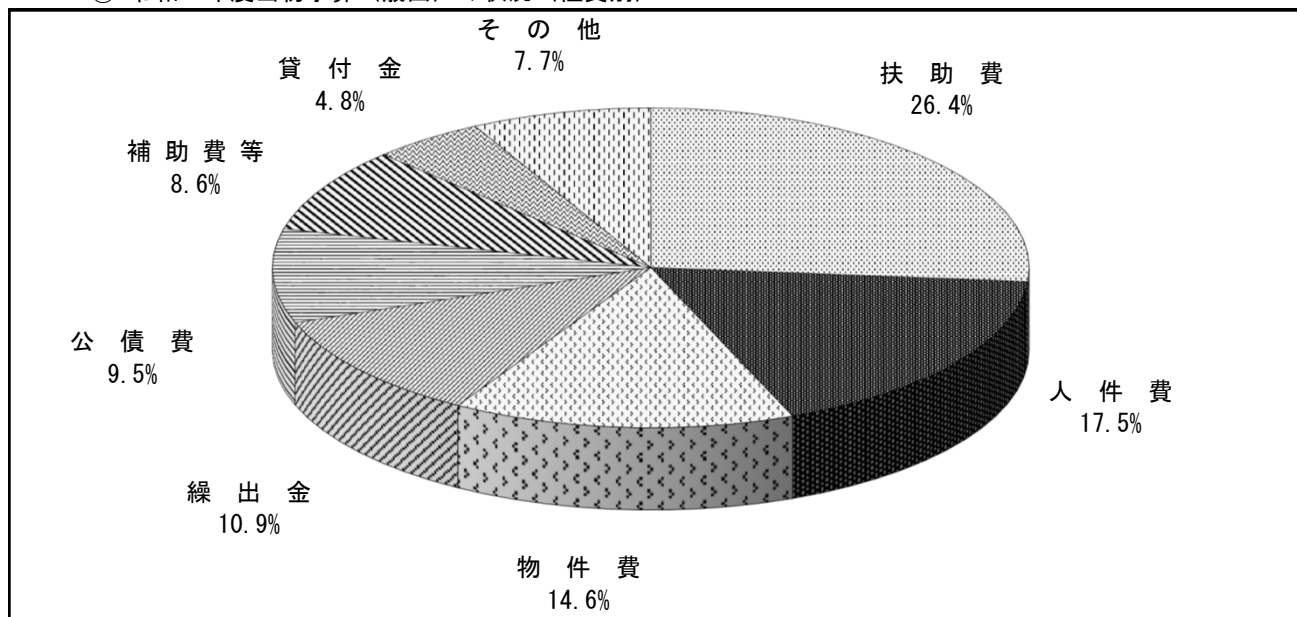
② 令和8年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



（単位：千円、％）

区分	8年度		7年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
議会費	668,645	0.5	663,704	0.4	4,941	0.7
総務費	17,231,199	11.9	18,876,425	12.7	△1,645,226	△8.7
民生費	56,412,530	39.1	56,641,744	38.2	△229,214	△0.4
衛生費	10,402,677	7.2	10,833,622	7.3	△430,945	△4.0
労働費	525,862	0.4	536,672	0.4	△10,810	△2.0
農林水産業費	2,407,937	1.7	2,594,395	1.7	△186,458	△7.2
商工費	9,759,265	6.8	9,710,897	6.5	48,368	0.5
土木費	15,494,202	10.7	16,867,179	11.4	△1,372,977	△8.1
消防費	4,118,729	2.9	4,995,480	3.4	△876,751	△17.6
教育費	13,035,888	9.0	12,806,677	8.6	229,211	1.8
災害復旧費	268,959	0.2	115,067	0.1	153,892	133.7
公債費	13,754,106	9.5	13,648,137	9.2	105,969	0.8
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合計	144,180,000	100.0	148,390,000	100.0	△4,210,000	△2.8

③ 令和8年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区分	8年度		7年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
人件費	25,266,974	17.5	23,742,517	16.0	1,524,457	6.4
物件費	21,009,355	14.6	21,252,033	14.3	△242,678	△1.1
維持補修費	1,807,176	1.2	1,821,810	1.2	△14,634	△0.8
扶助費	38,064,151	26.4	39,368,760	26.5	△1,304,609	△3.3
補助費等	12,388,099	8.6	13,595,502	9.2	△1,207,403	△8.9
消費的経費計	98,535,755	68.3	99,780,622	67.2	△1,244,867	△1.2
補助事業	3,261,668	2.3	3,826,504	2.6	△564,836	△14.8
単独事業	4,273,263	3.0	7,768,987	5.2	△3,495,724	△45.0
県営事業負担金	343,391	0.2	318,638	0.2	24,753	7.8
災害復旧事業	268,959	0.2	115,067	0.1	153,892	133.7
投資的経費計	8,147,281	5.7	12,029,196	8.1	△3,881,915	△32.3
公債費	13,754,106	9.5	13,648,137	9.2	105,969	0.8
積立金	121,039	0.1	735,699	0.5	△614,660	△83.5
投資及び出資金	943,443	0.7	1,093,524	0.7	△150,081	△13.7
貸付金	6,942,001	4.8	6,760,495	4.6	181,506	2.7
繰出金	15,736,375	10.9	14,342,327	9.7	1,394,048	9.7
合計	144,180,000	100.0	148,390,000	100.0	△4,210,000	△2.8

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

区 分	8年度 当初予算(A)	7年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増減率
土地区画整理会計	3,540,099	2,866,592	673,507	23.5
市有林会計	214,429	237,367	△22,938	△9.7
市営墓地会計	61,479	60,082	1,397	2.3
公設地方卸売市場会計	457,197	479,140	△21,943	△4.6
大森山動物園会計	573,005	605,094	△32,089	△5.3
廃棄物発電会計	225,815	249,667	△23,852	△9.6
病院事業債管理会計	1,732,593	1,722,654	9,939	0.6
学校給食費会計	1,655,479	1,444,858	210,621	14.6
工業団地開発事業会計	318,450	-	318,450	皆増
国民健康保険事業会計	27,790,681	29,601,235	△1,810,554	△6.1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	17,757	24,774	△7,017	△28.3
介護保険事業会計	31,743,811	31,574,535	169,276	0.5
後期高齢者医療事業会計	5,796,057	4,791,245	1,004,812	21.0
合 計	74,126,852	73,657,243	469,609	0.6

2 住民負担の状況

令和8年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	8年度		7年度		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額(A)	構成比	一人当たり 負担額(B)	構成比	
市 民 税	73,636	46.1	70,722	45.2	2,914
個 人	60,940	38.1	57,099	36.5	3,841
法 人	12,696	8.0	13,623	8.7	△927
固 定 資 産 税	71,297	44.6	69,335	44.3	1,962
固 定 資 産 税	70,628	44.2	68,640	43.9	1,988
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	669	0.4	695	0.4	△26
軽 自 動 車 税	3,233	2.0	3,368	2.2	△135
環 境 性 能 割	58	0.0	300	0.2	△242
種 別 割	3,175	2.0	3,068	2.0	107
市 た ば こ 税	7,473	4.7	7,712	4.9	△239
鉱 産 税	19	0.0	19	0.0	0
入 湯 税	153	0.1	151	0.1	2
事 業 所 税	4,025	2.5	5,231	3.3	△1,206
合 計	159,836	100.0	156,538	100.0	3,298

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。
(令和8年3月31日現在 287,738人 令和7年3月31日現在 291,412人)

3 公営事業の概況

令和8年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	149,265戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,618,227m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	89,365m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(i) 配水管整備	
配水管布設	1,150m
配水管布設替等	15,593m
配水幹線整備	一式
(ii) 施設改良	
仁井田浄水場等整備	一式
豊岩浄水場沈澱池傾斜板更新	一式
松淵浄水場非常用発電機更新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	8,643,971千円
第1項 営業収益	7,015,206千円
第2項 営業外収益	1,628,763千円
第3項 特別利益	2千円

		支	出
第1款	水道事業費用		7,605,661千円
	第1項 営業費用		7,066,078千円
	第2項 営業外費用		536,683千円
	第3項 特別損失		1,100千円
	第4項 予備費		1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,540,488千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,219,868千円、建設改良積立金1,517,704千円及び過年度分損益勘定留保資金1,802,916千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		10,673,389千円
	第1項 企業債		9,845,600千円
	第2項 出資金		63,918千円
	第3項 補助金		45,365千円
	第4項 固定資産売却代金		1千円
	第5項 負担金及び寄附金		718,505千円

		支	出
第1款	資本的支出		15,213,877千円
	第1項 建設改良費		13,772,934千円
	第2項 企業債償還金		1,421,707千円
	第3項 国庫補助金返還金		19,236千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	360,000千円	令和8年度	230,000千円
		仁井田浄水場等整備事業 関連工事		令和9年度	130,000千円

1 資本的支出	1 建設改良費	俄沢浄水場ほか遠方監視更新工事	275,000千円	令和8年度	一千円
				令和9年度	275,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金あっせん利子補給	令和8年度から13年度まで	904千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	9,845,600千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 984,015千円

(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、210,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産		
工具、器具及び備品	イオンクロマトグラフ ポストカラム (シアン、臭素酸)	一 式

令和8年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,411戸
(2) 年間総処理水量	34,619,191m ³
(3) 一日平均処理水量	94,847m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	140m
管渠改築等	6,470m
マンホールポンプ施設整備	13施設
公共下水道太平川9号幹線整備	一式
秋田駅西地区雨水幹線整備	一式
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
川口汚水中継ポンプ場ゲート設備更新	一式
排水ポンプ施設整備	2施設
(ハ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	1,860m
マンホールポンプ施設整備	5施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		11,115,897千円
	第1項 営業収益		7,571,663千円
	第2項 営業外収益		3,544,232千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,939,579千円
	第1項 営業費用		10,246,369千円
	第2項 営業外費用		689,159千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,399,385千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469,682千円、過年度分損益勘定留保資金2,158,039千円及び当年度分損益勘定留保資金1,771,664千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		11,025,689千円
	第1項 企業債		5,783,000千円
	第2項 出資金		857,140千円
	第3項 補助金		4,248,950千円
	第4項 負担金		136,598千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		15,425,074千円
	第1項 建設改良費		10,447,696千円
	第2項 企業債償還金		4,977,378千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 秋田地区 駅前雨水 線整備事業	9,000,000千円	令和8年度	－千円
				令和9年度	1,300,000千円
				令和10年度	2,700,000千円
				令和11年度	5,000,000千円

(債 務 負 担 行 為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	4,572,880千円
水洗便所改造 資金利子補給	令和8年度から14年度まで	1,148千円
水洗便所改造 資金損失補償	令和8年度から14年度まで	1,750千円

(企 業 債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	5,783,000千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 557,386千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,250,442千円である。

令和8年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	1,159戸	225戸	1,384戸
(2) 年間総処理水量	392,036 m ³	49,244 m ³	441,280 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,074 m ³	135 m ³	1,209 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設整備			2 施設
農業集落排水施設事業計画策定業務委託			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5 基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	371,767千円
第1項	営業収益	45,056千円
第2項	営業外収益	326,710千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	43,102千円
第1項	営業収益	8,236千円
第2項	営業外収益	34,864千円
第3項	特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	369,350千円
	第 1 項 営 業 費 用	354,241千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	14,559千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	44,823千円
	第 1 項 営 業 費 用	43,172千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,549千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,711千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額696千円及び過年度分損益勘定留保資金148,015千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	37,250千円
	第 1 項 企 業 債	12,500千円
	第 2 項 出 資 金	21,464千円
	第 3 項 補 助 金	2,250千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,036千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	9,048千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	921千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	166,705千円
	第1項 建設改良費	32,185千円
	第2項 企業債償還金	134,518千円
	第3項 投 資	2千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	28,304千円
	第1項 建設改良費	18,087千円
	第2項 企業債償還金	10,217千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和8年度から18年度まで	96,220千円
水洗便所改造 資金(農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	138千円
水洗便所改造 資金(農業集落排水)	令和8年度から14年度まで	210千円
水洗便所改造 資金(個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	230千円
水洗便所改造 資金(個別排水処理)	令和8年度から14年度まで	350千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	18,700千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,587千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、269,131千円である。

Ⅱ 令和7年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和8年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	45,467,531	24,100,012	18,638,738	42,738,750	94.0
地 方 譲 与 税	1,161,330	361,294	782,529	1,143,823	98.5
利 子 割 交 付 金	77,617	26,231	48,394	74,625	96.1
配 当 割 交 付 金	188,661	26,241	145,263	171,504	90.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	260,697	-	308,192	308,192	118.2
法 人 事 業 税 交 付 金	582,700	281,241	289,774	571,015	98.0
地 方 消 費 税 交 付 金	8,973,090	5,201,409	3,782,378	8,983,787	100.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,052	16,158	34,522	50,680	95.5
環 境 性 能 割 交 付 金	69,174	25,010	42,567	67,577	97.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	2,877	-	2,840	2,840	98.7
地 方 特 例 交 付 金	292,587	288,657	4,102	292,759	100.1
地 方 交 付 税	27,066,428	17,099,304	10,391,226	27,490,530	101.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,417	24,098	22,135	46,233	80.5
分 担 金 及 び 負 担 金	377,845	90,011	167,174	257,185	68.1
使 用 料 及 び 手 数 料	2,288,266	1,023,906	906,537	1,930,443	84.4
国 庫 支 出 金	31,475,856	8,150,601	18,867,897	27,018,498	85.8
県 支 出 金	11,411,061	1,820,686	5,521,365	7,342,051	64.3
財 産 収 入	241,219	163,936	62,069	226,005	93.7
寄 附 金	3,080,572	965,055	2,052,993	3,018,048	98.0
繰 入 金	3,635,561	-	3,006,855	3,006,855	82.7
繰 越 金	1,907,736	1,907,736	-	1,907,736	100.0
諸 収 入	8,925,363	371,903	7,259,023	7,630,926	85.5
市 債	19,196,000	-	2,029,500	2,029,500	10.6
合 計	166,792,640	61,943,489	74,366,073	136,309,562	81.7

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和8年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	668,261	361,351	301,388	662,739	99.2
総 務 費	21,692,764	7,705,212	9,817,272	17,522,484	80.8
民 生 費	59,463,541	22,126,523	28,707,357	50,833,880	85.5
衛 生 費	12,102,690	4,371,470	5,440,076	9,811,546	81.1
労 働 費	539,954	342,048	178,655	520,703	96.4
農 林 水 産 業 費	3,614,475	696,047	1,358,025	2,054,072	56.8
商 工 費	10,418,041	7,506,694	1,300,531	8,807,225	84.5
土 木 費	23,231,419	6,362,825	6,765,346	13,128,171	56.5
消 防 費	5,577,707	2,129,303	2,083,117	4,212,420	75.5
教 育 費	15,246,371	5,657,860	7,260,246	12,918,106	84.7
災 害 復 旧 費	622,741	281,437	231,150	512,587	82.3
公 債 費	13,565,308	6,586,278	6,960,518	13,546,796	99.9
諸 支 出 金	1	-	-	-	0.0
予 備 費	49,367	-	-	-	0.0
合 計	166,792,640	64,127,048	70,403,681	134,530,729	80.7

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和8年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	2,672,589	350,974	1,182,399	1,533,373	57.4
市有林会計	239,119	6,433	28,588	35,021	14.6
市営墓地会計	62,339	57,666	5,691	63,357	101.6
公設地方卸売市場会計	481,731	152,281	210,553	362,834	75.3
大森山動物園会計	593,552	64,719	237,747	302,466	51.0
廃棄物発電会計	272,299	115,087	133,582	248,669	91.3
病院事業債管理会計	1,722,654	811,908	868,852	1,680,760	97.6
学校給食費会計	1,555,036	376,668	914,188	1,290,856	83.0
国民健康保険事業会計	29,322,010	12,169,422	15,590,194	27,759,616	94.7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	24,774	9,280	9,076	18,356	74.1
介護保険事業会計	32,752,540	14,763,040	13,336,397	28,099,437	85.8
後期高齢者医療事業会計	4,959,229	1,687,279	3,237,145	4,924,424	99.3
合 計	74,657,872	30,564,757	35,754,412	66,319,169	88.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和8年3月31日現在) (単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	2,672,589	645,579	1,223,058	1,868,637	69.9
市有林会計	239,119	136,568	44,536	181,104	75.7
市営墓地会計	62,339	23,618	22,832	46,450	74.5
公設地方卸売市場会計	481,731	262,711	176,588	439,299	91.2
大森山動物園会計	593,552	241,398	255,440	496,838	83.7
廃棄物発電会計	272,299	15,120	56,434	71,554	26.3
病院事業債管理会計	1,722,654	811,908	868,852	1,680,760	97.6
学校給食費会計	1,555,036	718,229	828,147	1,546,376	99.4
国民健康保険事業会計	29,322,010	10,738,748	15,715,108	26,453,856	90.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	24,774	16,546	5,231	21,777	87.9
介護保険事業会計	32,752,540	13,388,302	16,302,852	29,691,154	90.7
後期高齢者医療事業会計	4,959,229	1,167,084	3,126,279	4,293,363	86.6
合 計	74,657,872	28,165,811	38,625,357	66,791,168	89.5

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金現在の現在高 (一般会計、特別会計)

令和8年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

3 財産の状況

(令和8年3月31日現在)

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
行 政 財 産	10,991,065.52	△ 4,770.07	10,986,295.45	1,100,130.89	2,600.69	1,102,731.58
普 通 財 産	32,021,274.69	△ 14,477.70	32,006,796.99	38,260.42	367.14	38,627.56
合 計	43,012,340.21	△ 19,247.77	42,993,092.44	1,138,391.31	2,967.83	1,141,359.14

山 林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の 権利区分	面 積			立木の推定蓄積量		
	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
所 有	10,189,600.03	-	10,189,600.03	836,712.00	32,310.00	869,022.00
分 収	7,001,850.00	-	7,001,850.00	38,642.00	794.00	39,436.00
合 計	17,191,450.03	-	17,191,450.03	875,354.00	33,104.00	908,458.00

物 権

(単位：㎡)

区 分	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
地 上 権	80,247.61	-	80,247.61

無体財産権

(単位：件)

区 分	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
商 標 権	9	-	9

有価証券

(単位：千円)

区 分	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
株 券	364,474	-	364,474

出資による権利

(単位：千円)

区 分	6年度末現在高	7年度中増減高	7年度末現在高
出 資 証 券	8,416,120	△ 2,518	8,413,602
出 捐 金 証 書	986,410	-	986,410

4 地方債現在高の状況（見込）

（単位：千円）

会 計	6年度末現在高	7年度中増減額見込		7年度末現在高見込
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	144,439,332	12,542,900	12,748,126	144,234,106
市 有 林 会 計	871,506	-	99,559	771,947
公設地方卸売市場会計	386,481	-	44,961	341,520
大森山動物園会計	403,671	61,900	29,455	436,116
病院事業債管理会計	21,813,081	59,600	1,441,196	20,431,485
合 計	167,914,071	12,664,400	14,363,297	166,215,174

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
水道事業収益	8,008,933	3,285,526	4,501,261	7,786,787	97.2
営業収益	6,845,215	3,249,366	3,568,613	6,817,979	99.6
営業外収益	1,163,666	36,108	932,648	968,756	83.3
特別利益	52	52	-	52	100.0

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
水道事業費用	6,887,542	1,539,798	4,942,169	6,481,967	94.1
営業費用	6,558,230	1,380,670	4,777,213	6,157,883	93.9
営業外費用	320,907	159,114	159,448	318,562	99.3
特別損失	6,605	14	5,508	5,522	83.6
予備費	1,800	-	-	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	12,418,071	1,337,670	5,754,019	7,091,689	57.1
企業債	9,546,600	-	5,783,900	5,783,900	60.6
出資金	1,471,939	675,181	△138,242	536,939	36.5
補助金	1,002,456	541,601	△70,117	471,484	47.0
固定資産売却代金	4,850	50	-	50	1.0
負担金及び寄附金	392,226	120,838	178,478	299,316	76.3

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	16,887,252	1,250,455	9,275,243	10,525,698	62.3
建設改良費	15,466,650	542,514	8,562,583	9,105,097	58.9
企業債償還金	1,420,602	707,941	712,660	1,420,601	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
71,269,625,078	有 形 固 定 資 産	
1,331,976,301	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
12,652,149,358	現 金 ・ 預 金	
1,255,456,102	未 収 金	
85,294,148	貯 蔵 品	
33,800,000	前 払 金	
205,865,820	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	28,779,601,471
	引 当 金	1,207,524,454
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,418,104,480
	短 期 り 一 ス 債 務	10,911,156
	未 払 金	1,728,273,372
	引 当 金	80,645,256
	預 り 金	161,595,707
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	20,290,412,711
6,666,402,033	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	25,203,186,800
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,678,492,948
	利 益 剰 余 金	6,290,238,838
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,206,654,768
	営 業 外 収 益	680,260,819
	特 別 利 益	47,840
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
5,904,745,302	営 業 費 用	
320,315,723	営 業 外 費 用	
5,520,755	特 別 損 失	
99,735,950,620	合 計	99,735,950,620

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,664,423	6,139,292	4,709,545	10,848,837	101.7
営業収益	7,422,062	4,869,291	2,535,279	7,404,570	99.8
営業外収益	3,242,353	1,269,992	2,174,204	3,444,196	106.2
特別利益	8	9	62	71	887.5

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	10,271,003	1,124,590	8,842,004	9,966,594	97.0
営業費用	9,706,071	848,938	8,561,947	9,410,885	97.0
営業外費用	547,365	275,636	266,542	542,178	99.1
特別損失	15,017	16	13,515	13,531	90.1
予備費	2,550	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	12,137,156	6,733,423	1,480,765	8,214,188	67.7
企業債	7,645,200	-	5,037,500	5,037,500	65.9
出資金	885,167	885,404	△237	885,167	100.0
補助金	3,482,464	5,831,964	△3,590,467	2,241,497	64.4
負担金	124,274	16,004	33,969	49,973	40.2
固定資産売却代金	51	51	-	51	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資本的支出	16,913,854	3,685,113	9,273,590	12,958,703	76.6
建設改良費	11,916,625	1,190,391	6,771,085	7,961,476	66.8
企業債償還金	4,997,229	2,494,722	2,502,505	4,997,227	99.9

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
154,824,391,909	有 形 固 定 資 産	
8,902,510,423	無 形 固 定 資 産	
10,410,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
5,672,661,231	現 金 ・ 預 金	
833,637,787	未 収 金	
418,010,000	前 払 金	
	そ の 他 流 動 資 産	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	51,710,820,978
	引 当 金	1,265,707,424
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	4,968,121,432
	未 払 金	2,806,724,374
	引 当 金	45,981,312
	そ の 他 流 動 負 債	272,497
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	79,031,196,081
23,868,110,140	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	48,978,409,449
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	4,909,702,817
	利 益 剰 余 金	418,830,783
	（ 下 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,930,471,262
	営 業 外 収 益	3,163,640,639
	特 別 利 益	64,478
	（ 下 水 道 事 業 費 用 ）	
9,079,889,326	営 業 費 用	
606,793,073	営 業 外 費 用	
13,529,637	特 別 損 失	
204,229,943,526	合 計	204,229,943,526

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業収益	367,635	282,034	85,322	367,356	99.9
営業収益	49,192	25,900	23,548	49,448	100.5
営業外収益	307,073	256,134	50,405	306,539	99.8
特別利益	11,370	-	11,369	11,369	99.9
個別排水処理事業収益	37,319	31,941	5,406	37,347	100.1
営業収益	8,227	4,188	4,068	8,256	100.4
営業外収益	29,090	27,753	1,338	29,091	100.0
特別利益	2	-	-	-	0.0

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業費用	366,295	68,154	273,410	341,564	93.2
営業費用	345,350	60,339	261,331	321,670	93.1
営業外費用	17,515	7,815	9,199	17,014	97.1
特別損失	2,930	-	2,880	2,880	98.3
予備費	500	-	-	-	0.0
個別排水処理事業費用	38,433	5,165	31,619	36,784	95.7
営業費用	36,853	4,412	30,895	35,307	95.8
営業外費用	1,478	753	724	1,477	99.9
特別損失	2	-	-	-	0.0
予備費	100	-	-	-	0.0

イ 資本の収支

・収入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期収入額 (B)	下期収入額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の収入	50,704	48,067	1,279	49,346	97.3
企 業 債	6,300	-	6,300	6,300	100.0
出 資 金	31,236	36,067	△6,189	29,878	95.7
補 助 金	12,000	12,000	-	12,000	100.0
基 金 繰 入 金	1,168	-	1,168	1,168	100.0
個別排水処理事業資本の収入	13,818	12,262	1,057	13,319	96.4
企 業 債	4,700	-	4,200	4,200	89.4
出 資 金	7,843	12,262	△4,419	7,843	100.0
補 助 金	1,011	-	1,011	1,011	100.0
負 担 金	264	-	265	265	100.4

・支出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	上期支出額 (B)	下期支出額 (C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
農業集落排水事業資本の支出	165,763	71,822	92,699	164,521	99.3
建 設 改 良 費	28,288	3,334	23,713	27,047	95.6
企 業 債 償 還 金	137,472	68,488	68,983	137,471	99.9
投 資	3	-	3	3	100.0
個別排水処理事業資本の支出	21,572	7,477	14,050	21,527	99.8
建 設 改 良 費	11,700	2,556	9,100	11,656	99.6
企 業 債 償 還 金	9,872	4,921	4,950	9,871	99.9

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（令和8年3月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
4,658,704,969	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
2,672,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
736,390,016	現 金 ・ 預 金	
9,280,947	未 収 金	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	1,022,608,675
	引 当 金	32,192,975
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	143,364,671
	未 払 金	27,146,448
	引 当 金	3,216,532
	そ の 他 流 動 負 債	29,428,300
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	3,291,564,668
1,377,558,582	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	2,002,348,292
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	190,810,085
	利 益 剰 余 金	16,963,098
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	44,987,437
	営 業 外 収 益	306,540,985
	特 別 利 益	11,368,874
	（ 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 ）	
310,333,414	営 業 費 用	
26,281,343	営 業 外 費 用	
2,880,000	特 別 損 失	
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	7,505,860
	営 業 外 収 益	29,091,419
	（ 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 ）	
33,559,488	営 業 費 用	
1,477,560	営 業 外 費 用	
7,159,138,319	合 計	7,159,138,319

秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求め、および募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年6月15日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 区域および人数

区 域	地 区	募集人数
第4区域	河辺松湊地区および 河辺北野田高屋地区	1人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談等）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 遊休農地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査
- エ 指導および監視業務
- オ 地域計画における目標地図の作成

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、候補者の本籍が記載された住民票とともに提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を記入し、候補者の本籍が記載された住民票とともに提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、応募者の本籍が記載された住民票とともに提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和8年6月15日（月）から同月30日（火）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送の場合は、6月30日（火）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。

結果については、7月中旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報 は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された書類は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(4階)	018-888-5796
河辺市民サービス センター産業・建 設・地域支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービス センター産業・建 設・地域支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農業委員会ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/iinkai/1009648/index.html>